

関西文化学術研究都市の建設に関する基本方針（変更案）新旧対照表

序章

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>関西文化学術研究都市の建設は、「関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月9日法律第72号。以下「法」という。）に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p>	<p>関西文化学術研究都市の建設は、関西文化学術研究都市建設促進法（昭和62年6月9日法律第72号。以下「法」という。）に基づき、文化、学術及び研究の中心となるべき都市を建設し、もって我が国及び世界の文化等の発展並びに国民経済の発達に資することを目的としている。</p>
<p>これまでの間、産学官の協力と連携を基調として本都市の建設推進が図られた結果、けいはんなプラザ、国際高等研究所及び奈良先端科学技術大学院大学をはじめとする大学、研究所等の立地、集積が進むとともに、住宅や都市基盤施設等の整備の進展により都市の骨格が形成されつつある。</p>	<p>これまでの間、産学官の協力と連携を基調として本都市の建設推進が図られた結果、_____大学、研究所等の立地、集積が進むとともに、住宅や都市基盤施設等の整備の進展により、着実に文化学術研究都市としての集積が形成されつつある。</p>
<p>このように都市建設が進み、_____様々な文化_学術_研究活動が展開されるとともに住民の日常生活が営まれる段階を迎えている中で、住民や研究者の利便性の確保等残された課題もある。</p>	<p>このように都市としての集積が形成されつつある中で、様々な文化・学術・研究活動や交流・連携は活発化しつつあるが、都市としての集客・交流施設等をはじめとする都市基盤や交通基盤は、未だ不十分な状況にある。</p>
<p>一方、この間、本格的な高度情報化及び社会経済の国境を越えた一体化の急速な進展、_____地球環境問題等_地球規模での人類の生存に関わる諸問題の深刻化、冷戦終結後の国際秩序の流動化に起因する新たな国際問題の発生等我が国を取り巻く諸条件は大きく変化している。また、国内的には、高齢化・少子化の進行、個人の生き方を大切にする生活中心主義への移行、日常生活や経済、社会のあらゆる側面での文化の重要性の高まり、産業空洞化の懸念等による新産業創出への期待の高まり等、我が国経済社会の構造変革を促すような新たな時代潮流が形成されつつある。さらに、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、生活の豊かさの基礎としての安全の大切さを改めて認識させることとなった。</p>	<p>_____この間、経済のグローバル化や情報通信技術_____の急速な進展等による世界規模での競争が激化しており、また、世界各国の急激な経済成長や人口増大による地球環境問題等、地球規模での人類の生存に関わる諸問題が深刻化_____している。一方、国内においては、少子・高齢化が急速に進行しつつあり、また、研究・開発を含め様々な分野で国際競争力の確保が求められている。</p>
<p>21世紀の扉が開けられようとする今、こうした時代潮流の中で人類的課題をはじめとする内外の諸課題に対応していくためには、自然科学だけでなく、人文・社会科学、さらには文化面からのアプローチまで含めて一丸となった取り組みが必要であり、まさに、文化を冠した学術・研究都市としての本都市の役割がますます重要になってきていると言える。</p>	<p>こうした時代潮流の中で、我が国が社会・経済面での活力を今後とも維持しつつ、先進国の一員として世界規模の諸問題の解決に取り組んでいくためには、自然科学のみならず人文・社会科学のさらなる発展とその総合化に取り組むことが必要であり、文化学術研究拠点としての本都市の果たす役割はますます重要なものとなってきている。</p>
<p>このような観点から、法施行後の経済的社会的諸条件の変化、本都市に対する_____社会的要請の高まり及び本都市の現状を踏まえ、以下の方針のもとで、新たな段階、いわばセカンド・ステージを迎えた本都市建設の推進を図る。</p>	<p>このような観点から、_____本都市に対する新たな社会的要請の高まり及び本都市の現状を踏まえ、以下の方針のもとで、新たな段階、いわばサード_・ステージを迎えた本都市建設の推進を図る。</p>

第1章 都市建設の目標

1 意義及び理念

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>今日、世界経済の一翼を担うまでに発展した我が国が、今後、国際社会の一員として、人類の平和と繁栄に一層貢献するためには、科学技術創造立国、さらには世界から尊敬される文化立国を目指して、基礎科学の充実強化、創造的な学術・研究の振興及び新産業の創出を図り、あわせて、日本固有の文化の継承・発展とともに、世界の異なる文化との交流・融合を図ることにより、新しい文化を創造・発信する必要がある。</p>	<p>今日、世界経済の一翼を担うまでに発展した我が国が、今後、国際社会の一員として、人類の平和と繁栄に一層貢献するためには、科学技術創造立国、さらには世界から尊敬される文化立国を目指して、基礎科学の充実強化、創造的な学術・研究の振興及び新産業の創出を図り、あわせて、日本固有の文化の継承・発展とともに、世界の異なる文化との交流・融合を図ることにより、新しい文化を創造・発信する必要がある。</p>
<p>このような創造的な学術・研究の振興等を図るための基盤として、既存の文化・学術・研究の集積の活用と連携のもとに、良好な自然・生活環境を備え将来の可能性に対応しうる新しい都市の建設に対する要請はますます高まっている。</p>	<p>このような創造的な学術・研究の振興等を図るための基盤として、既存の文化・学術・研究の集積の活用と連携のもとに、良好な自然・生活環境を備え将来の可能性に対応しうる_____都市の建設に対する要請はますます高まっている。</p>

<p>関西文化学術研究都市の建設は、このような要請にこたえるため、近畿圏において培われてきた豊かな文化・学術・研究の蓄積をいかし、歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、次の基本的視点に立って<u>創造的かつ、国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指すものであり、新しい近畿の創生に貢献することはもとより、我が国及び世界の文化・学術・研究の発展並びに国民経済の発達に寄与するものである。</u></p>	<p>関西文化学術研究都市の建設は、このような要請にこたえるため、近畿圏において培われてきた豊かな文化・学術・研究の蓄積をいかしながら、<u>次の三点を理念として取り組む。</u></p>
<p>(1) 文化の創造と交流 我が国の文化の振興を先導する文化創造の拠点づくりを推進するとともに、<u>国際的な文化交流・協力を進めることにより文化による国際貢献・発信を行う。</u></p>	<p>(1) 文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくり 歴史、文化、自然環境に恵まれた京阪奈丘陵において、<u>創造的、かつ国際的、学際的、業際的な文化・学術・研究の新たな展開の拠点づくりを目指す。</u></p>
<p>(2) 新しい学術・研究の推進 人間存在の基本に関する課題、人類の生存条件の確保に関する課題等について、自然科学と人文・社会科学とが連携した総合的な学術・研究を推進し、<u>人類的課題の解決に貢献する。また、科学技術の振興とその成果の活用により、経済と社会の発展、人類の繁栄に寄与する。</u></p>	<p>(2) 我が国及び世界の文化・学術・研究の発展及び国民経済の発展への寄与 新しい近畿の創生に貢献することはもとより、<u>我が国及び世界の文化・学術・研究の発展及び国民経済の発展に寄与する。</u></p>
<p>(3) 21世紀のパイロット・モデル都市の建設 文化学術研究の諸活動の成果を取り入れ、<u>安全性の確保、環境の保全をはじめとして人間居住の各側面で21世紀の文明にふさわしい新しい試みに積極的に取り組むことにより、今後の都市のあり方を提示する先導的な都市の実現を目指し、街づくり面で現代の都市が直面する諸問題の解決に貢献していく。</u></p>	<p>(3) 未来を拓く知の創造都市の形成 市民や研究者の知による生産や文化の創出を促進し、日々新しい価値を創造するとともに、<u>先進的で自律的な「持続可能社会」での市民や研究者による住まい方や生き方を創造し発信していく都市の形成を目指す。</u></p>

2 都市の機能

現行 (平成 12 年 12 月 28 日 総告 78)	変更案
次に掲げる諸機能の整備及び街づくりを図ることにより、 <u>文化・学術・研究、街づくりの融合した都市の実現</u> を目標とする。	次に掲げる諸機能の整備及び街づくりを図ることにより、 <u>本都市の理念を実現すること</u> を目標とする。
(1) 文化を冠した学術・研究都市として、 <u>文化創造の拠点としての機能及び今後の学術・研究、産業活動のあり方を先導</u> する機能の整備を図る。	(1) 文化を冠した学術・研究都市として、 <u>高度な文化拠点としての機能、新たな文化・学術・研究の推進、及び新たな産業の創出を牽引する機能の整備</u> を図る。
(2) <u>文化、学術・研究、産業の各側面で地球全体の平和と繁栄に貢献していくため、本都市で行う活動の成果を国内だけでなく、世界に向けて発信する機能の整備</u> を図る。	(2) <u>国際研究開発拠点として、文化、学術・研究、産業の各側面で地球全体の平和と繁栄に貢献していくため、本都市で行う活動の成果を国内だけでなく、世界に向けて発信する機能の整備</u> を図る。
(3) これら諸活動を支える基盤として、文化学術研究の中核にふさわしい <u>心地良さを感じさせるような文化の薫る住みよい街づくり、</u> 世界に開かれた街づくりを進める。	(3) これら諸活動を支える基盤として、文化学術研究の中核にふさわしい <u>自然共生型で先端的学術成果を生活の中で実践するような街づくり、</u> 世界に開かれた街づくりを進める。

3 施設等の整備の方向

現行 (平成 12 年 12 月 28 日 総告 78)	変更案
文化学術研究都市にふさわしい機能を総合的に確保するため、防災性の向上及び環境への負荷の低減や自然との共生を図りつつ、 <u>地域の歴史・文化的条件、自然条件等に配慮して、21世紀初頭までに都市が概成されるよう、次に掲げる整備等</u> を図る。	文化学術研究都市にふさわしい機能を総合的に確保するため、防災性の向上及び環境への負荷の低減や自然との共生を図りつつ、 <u>地域の歴史・文化的条件、自然条件等に配慮した</u> 都市が概成されるよう、次に掲げる整備等を図る。
(1) 文化学術研究施設等の整備 文化・学術・研究の中心とするべき都市にふさわしい、文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設の整備、誘導を図るとともに、 <u>文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための文化学術研究交流施設の整備・充実</u> を図る。	(1) 文化学術研究施設等の整備 文化・学術・研究の中心とするべき都市にふさわしい、文化の発展、学術の振興又は研究開発を目的とする施設の整備、誘導を図るとともに、 <u>文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための文化学術研究交流施設の整備・充実</u> を図る。
(2) 産業の振興 文化・学術・研究の成果をいかす研究開発型産業及び文化・学術・研究活動を支援する産業の創出、育成を図る。	(2) 産業の振興 文化・学術・研究の成果をいかす研究開発型産業及び文化・学術・研究活動を支援する産業の創出、育成を図る。

<p>都市活動を確保するための施設の整備等により、都市運営に積極的に参加する。特に、<u>都市基盤整備公団</u>等都市整備、都市開発に携わる公的事業者は、地方公共団体等との連携のもとに主導的に本都市建設に係る事業を推進する。</p>	<p>都市活動を確保するための施設の整備等により、都市運営に積極的に参加する。特に、<u>独立行政法人都市再生機構</u>等都市整備、都市開発に携わる公的事業者は、地方公共団体等との連携のもとに主導的に本都市建設に係る事業を推進する。</p>
<p>(5) 企画調整機能を担う主体</p> <p>① 財団法人関西文化学術研究都市推進機構は、長期にわたる本都市の建設がこれら各分野の協力及び他の地域とのつながりのもと一体的に推進されるよう、文化・学術・研究の拠点にふさわしい都市の建設の企画・推進及び本都市に関する情報の発信を行うとともに、これら各分野の関係者間の合意形成等を促進する。</p> <p>② 法第二条第五項第二号に基づき指定された株式会社けいはんなは、文化・学術・研究に関し、本都市内のみならず、幅広く国内外を視野に入れた交流・連携等を推進するために必要な事業を行う。</p>	<p>(5) 企画調整機能を担う主体</p> <p>① 財団法人関西文化学術研究都市推進機構は、長期にわたる本都市の建設がこれら各分野の協力及び他の地域とのつながりのもと一体的に推進されるよう、文化・学術・研究の拠点にふさわしい都市の建設の企画・推進及び本都市に関する情報の発信を行うとともに、これら各分野の関係者間の合意形成等を促進する。</p> <p>② 法第二条第五項第二号に基づき指定された株式会社けいはんなは、文化・学術・研究に関し、本都市内のみならず、幅広く国内外を視野に入れた交流・連携等を推進するために必要な事業を行う。</p>
<p>(6) その他各分野の協力等に関する事項</p> <p>① (1)～(5)に掲げるもののほか、各分野は、適切な役割分担のもとに協力し、<u>住宅その他居住環境、都市機能の整備を図るとともに、各種のイベント等を活用した街づくりを進め、自律的都市形成に努める。</u>併せて、国際化、高度情報化、高齢化への対応、環境の保全、良好なコミュニティの形成等パイロット・モデル都市としての街づくりに努める。</p> <p>② <u>都市建設、都市活動をより一層促進するため、</u>文化_学術_研究活動、街づくり、コミュニティ活動等の様々な活動において、<u>産・学・官の枠組みにとらわれず住民、研究者等の参加する多様な組織形態を取り入れること等により取り組みの多様化、重層化を図る。</u></p>	<p>(6) その他各分野の協力等に関する事項</p> <p>① (1)～(5)に掲げるもののほか、各分野は、適切な役割分担のもとに協力し、<u>居住環境、都市機能の整備を図るとともに、先進的で自律的な知の創造都市</u>としての街づくりに努める。</p> <p>② <u>また、本都市ならではの街づくりの推進のため、本都市で生活している多くの市民・研究者等が、主体性をもって計画の段階から都市運営へ積極的に参画していくことを促すとともに、文化・学術・研究活動、コミュニティ活動等の様々な活動においても、市民、研究者等が参加する多様な組織形態を取り入れること等により取り組みの多様化、重層化を図る。</u></p>

第3章 人口の規模及び配分並びに土地の利用に関する基本的事項

1 人口規模及び配分

現行 (平成12年12月28日 総告78)	変更案																								
<p>本都市の人口は、おおむね41万人を想定する。このうち、文化学術研究地区における人口は、おおむね21万人を想定する。また、これらの京都府、大阪府、奈良県の各区域への配分は、おおむね次のとおりとする。</p>	<p>本都市の人口は、おおむね41万人を想定する。このうち、文化学術研究地区における人口は、おおむね21万人を想定する。また、これらの京都府、大阪府、奈良県の各区域への配分は、おおむね次のとおりとする。</p>																								
<table border="1" data-bbox="448 1339 1219 1499"> <thead> <tr> <th></th> <th>文化学術研究都市の人口</th> <th>文化学術研究地区の人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府域</td> <td>19万人</td> <td>11万人</td> </tr> <tr> <td>大阪府域</td> <td>8万人</td> <td>3万人</td> </tr> <tr> <td>奈良県域</td> <td>14万人</td> <td>7万人</td> </tr> </tbody> </table>		文化学術研究都市の人口	文化学術研究地区の人口	京都府域	19万人	11万人	大阪府域	8万人	3万人	奈良県域	14万人	7万人	<table border="1" data-bbox="1783 1339 2555 1499"> <thead> <tr> <th></th> <th>文化学術研究都市の人口</th> <th>文化学術研究地区の人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都府域</td> <td>19万人</td> <td>11万人</td> </tr> <tr> <td>大阪府域</td> <td>8万人</td> <td>3万人</td> </tr> <tr> <td>奈良県域</td> <td>14万人</td> <td>7万人</td> </tr> </tbody> </table>		文化学術研究都市の人口	文化学術研究地区の人口	京都府域	19万人	11万人	大阪府域	8万人	3万人	奈良県域	14万人	7万人
	文化学術研究都市の人口	文化学術研究地区の人口																							
京都府域	19万人	11万人																							
大阪府域	8万人	3万人																							
奈良県域	14万人	7万人																							
	文化学術研究都市の人口	文化学術研究地区の人口																							
京都府域	19万人	11万人																							
大阪府域	8万人	3万人																							
奈良県域	14万人	7万人																							
<p>また、本都市の文化学術研究地区における従業人口は、おおむね7万人を想定する。</p>	<p>また、本都市の文化学術研究地区における従業人口は、おおむね7万人を想定する。</p>																								

2 土地の利用

現行 (平成12年12月28日 総告78)	変更案
<p>本都市は、優良な農用地、森林等の保全を図るなど環境の保全に配慮しつつ分散して配置する「文化学術研究地区」及びそれ以外の地域である「周辺地区」により構成するものとし、次に掲げる土地の利用を図る。また、都市全体の面積はおおむね15,000ha、文化学術研究地区の面積はおおむね3,600haとする。</p>	<p>本都市は、優良な農用地、森林等の保全を図るなど環境の保全に配慮しつつ分散して配置する「文化学術研究地区」及びそれ以外の地域である「周辺地区」により構成するものとし、次に掲げる土地の利用を図る。また、都市全体の面積はおおむね15,000ha、文化学術研究地区の面積はおおむね3,600haとする。</p>

<p>(1) 文化学術研究地区 防災性の向上、高齢化及び高度情報化への対応、環境への負荷の低減や自然との共生並びに周辺地区との調和等に配慮しつつ、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設とともに、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の一体的整備を推進する。<u>地区内の土地利用については、周辺の市街地、緑地等との調和に配慮する。</u>また、地区の特性に応じ、<u>自然緑地の保全を図る</u>など地区内の緑の確保に努めるとともに、文化学術研究都市にふさわしい景観の形成に努め、良好な研究・生活環境の形成を図る。さらに、文化学術研究地区の配置の特色をいかし、機能面での有機的な連携のもとに都市的サービス機能の集積する地区センターを文化学術研究地区に分散して整備し、併せて、<u>多様な交通機能に支えられた求心性の高い都市センターを整備することにより、多核型の都市機能ネットワークの形成を図る。</u></p>	<p>(1) 文化学術研究地区 <u>周辺地区との調和等に配慮しつつ、文化学術研究施設又は文化学術研究交流施設とともに、公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の一体的整備を推進する。</u><u>また、地区の特性に応じ、生態系への影響を最小限にとどめ、自然環境の保全を図る</u>など地区内の緑の確保に努めるとともに、文化学術研究都市にふさわしい景観の形成に努め、良好な研究・生活環境の形成を図る。さらに、文化学術研究地区の配置の特色をいかし、機能面での有機的な連携のもとに都市的サービス機能の集積する地区センターを文化学術研究地区に分散して整備<u>することにより、多核型の都市機能ネットワークの形成を図る。</u></p>
<p>(2) 周辺地区 現在の土地利用を尊重し、文化学術研究地区との調和を図ることとし、文化学術研究地区の整備に関連して必要な施設の整備、良好な生活環境の形成等を図るための事業を推進するとともに、農林業の振興並びに自然環境の保全と活用を図る。</p>	<p>(2) 周辺地区 現在の土地利用を尊重し、文化学術研究地区との調和を図ることとし、文化学術研究地区の整備に関連して必要な施設の整備、良好な生活環境の形成等を図るための事業を推進するとともに、農林業の振興並びに自然環境の保全と活用を図る。</p>

第4章 文化学術研究地区の配置及び整備の方針

1 文化学術研究地区の配置

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>文化学術研究地区は、京都、大阪、奈良等の既存都市とのつながりや全体の有機的な連携に配慮し、次の位置におおむね別図のとおり配置する。</p>	<p>文化学術研究地区は、京都、大阪、奈良等の既存都市とのつながりや全体の有機的な連携に配慮し、次の位置におおむね別図のとおり配置する。</p>
<p>(1) 京都府域 田辺地区、普賢寺地区（以上京田辺市）、南田辺・狛田地区（京田辺市、精華町）、木津地区（木津町）、精華・西木津地区、平城・相楽地区のうち京都府域（以上木津町、精華町） (2) 大阪府域 氷室・津田地区（枚方市）、清滝・室池地区、田原地区（以上四條畷市） (3) 奈良県域 平城宮跡地区、平城・相楽地区のうち奈良県域（以上奈良市）、高山地区、北田原地区（以上生駒市）</p>	<p>(1) 京都府域 田辺地区、普賢寺地区（以上京田辺市）、南田辺・狛田地区（京田辺市、精華町）、木津地区（木津川市）、精華・西木津地区、平城・相楽地区のうち京都府域（以上木津川市、精華町） (2) 大阪府域 氷室・津田地区（枚方市）、清滝・室池地区、田原地区（以上四條畷市） (3) 奈良県域 平城宮跡地区、平城・相楽地区のうち奈良県域（以上奈良市）、高山地区、北田原地区（以上生駒市）</p>

2 文化学術研究地区の整備の方針

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>次のとおり文化学術研究地区の整備を図る。なお、各々の文化学術研究地区は、<u>整備の条件が整った地区から、都市全体としての整合性に留意しつつ、段階的に整備を進める。</u></p>	<p>次のとおり文化学術研究地区の整備を図る。なお、各々の文化学術研究地区は、<u>適切な土地利用方針のもと、整備の条件が整った地区から、都市全体としての整合性に留意しつつ、計画的、段階的に整備を進める。</u></p>
<p>(1) 田辺地区 同志社大学を中心とする大学等教育研究施設<u>の整備・充実を図る。</u></p>	<p>(1) 田辺地区 同志社大学を中心とする大学等教育研究施設<u>等の整備・充実を図る。</u></p>
<p>(2) 南田辺・狛田地区 農業、バイオサイエンス系教育研究施設の集積をいかしつつ、文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の整備を図るとともに、住宅施設、都市的サービス施設及び広域レクリエーション施設等の整備を推進する。</p>	<p>(2) 南田辺・狛田地区 農業、バイオサイエンス系教育研究施設の集積をいかしつつ、文化学術研究施設、研究開発型産業施設等の整備を図るとともに、住宅施設、都市的サービス施設<u>の整備を推進する。</u></p>

<p>(3) 木津地区 <u>光量子科学センター（仮称）</u>など主として自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設から成る研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、<u>大規模な住宅地としての整備及び都市的サービス施設</u>の整備を推進する。</p>	<p>(3) 木津地区 <u>独立行政法人日本原子力研究開発機構関西光科学研究所</u>など主として自然科学系の文化学術研究施設、研究開発型産業施設から成る研究開発、先端産業の拠点としての整備を推進するとともに、<u>自然環境を活用した住宅施設及び都市的サービス施設等</u>の整備を推進する。</p>
<p>(4) 精華・西木津地区 本地区は、<u>都市の中央部に位置することから本都市の中心地区として位置づけ、</u> <u>国立国会図書館関西館（仮称）、勤労体験プラザ（仮称）の整備を推進するとともに、</u> <u>国際高等研究所、国際電気通信基礎技術研究所における諸機能の充実を図りつ</u> <u>つ、これら施設の立地等をいかした情報通信、環境等様々な分野における中核的な文化学術研究施設の集積及</u> <u>び文化学術研究交流施設の充実を図る。また、住宅施設、都市的サービス施設及び自然環境をいかした公園緑</u> <u>地等の整備を推進する。</u></p>	<p>(4) 精華・西木津地区 本地区は、<u>本都市の中心地区として住宅施設、都市的サービス施設、及</u> <u>び国際研究開発拠点としての国際交流や情報発信機能の強化に向けた文化学術研究交流施設の充実を図る。また、国立国会図書館関西館</u> <u>、私のしごと館等の情報提供機能の拡充強化を図るとともに、独立行政法人情報通信研究機構、財団法人国際高等研究所、国際電気通信基礎技術研究所等、文化学術研究施設の</u> <u>立地をいかし、情報通信、環境等様々な分野における先導的な文化学術研究施設、研究開</u> <u>発型産業施設等の整備を推進する。</u></p>
<p>(5) 平城・相楽地区 <u>大規模な住宅地としての整備と併せて、生活関連の文化学術研究施設の集積立地、</u> <u>都市的サービス施設等の整備を推進する。</u></p>	<p>(5) 平城・相楽地区 <u>良好な住宅地との調和に配慮しつつ、生活関連の文化学術研究施設、住宅施設、</u> <u>都市的サービス施設等の整備を推進する。</u></p>
<p>(6) 氷室・津田地区 <u>関西外国語大学の立地等をいかしつつ、先端的な研究・教育施設などの文化学術研究施設、研究開発型産業</u> <u>施設等の整備を推進するとともに、住宅施設の整備を推進する。</u></p>	<p>(6) 氷室・津田地区 <u>関西外国語大学の立地等をいかしつつ、先端的な研究・教育施設などの文化学術研究施設、研究開発型産業</u> <u>施設等の整備を推進するとともに、住宅施設の整備を推進する。</u></p>
<p>(7) 清滝・室池地区 <u>自然環境の保全と緑地の回復を図りながら、自然レクリエーションの拠点としてスポーツ、保養等の施設の</u> <u>整備を推進するとともに、大阪電気通信大学の立地等をいかしつつ、研修、教育研究等を行う文化学術研究施設、住宅施設の整備を推進する。</u></p>	<p>(7) 清滝・室池地区 <u>自然環境の保全と緑地の回復を図りながら、自然レクリエーションの拠点としてスポーツ、保養等の施設の</u> <u>整備を推進するとともに、大阪電気通信大学の立地等をいかしつつ、研修、教育研究等を行う文化学術研究施設、住宅施設の整備を推進する。</u></p>
<p>(8) 田原地区 その周辺の自然環境をいかし、住宅施設等の整備を推進するとともに、研修等を行う文化学術研究施設、<u>産</u> <u>業施設等の整備を推進する。</u></p>	<p>(8) 田原地区 その周辺の自然環境をいかし、住宅施設等の整備を推進するとともに、研修等を行う文化学術研究施設<u>等</u> <u>等の整備を推進する。</u></p>
<p>(9) 平城宮跡地区 <u>特別史跡平城宮跡を中心とする歴史・文</u> <u>化的遺産を保全、整備しつつ、それらを活用した文化財、考古学に関する文化学術研究施設の充実、強化を推</u> <u>進する。</u></p>	<p>(9) 平城宮跡地区 <u>第一次大極殿正殿の復原及び院地区の環境整備の推進を図るなど、特別史跡平城宮跡を中心とする歴史・文</u> <u>化的遺産を保全、整備しつつ、それらを活用した文化財、考古学に関する文化学術研究施設の充実、強化を推</u> <u>進する。</u></p>
<p>(10) 高山地区 <u>奈良先端科学技術大学院大学及び通信・放送機構奈良リサーチセンターを中心に、情報通信、バイオサイエ</u> <u>ンス等の先端的な科学技術分野を対象とする文化学術研究施設</u>及び住宅施設の整備を推進するとともに、<u>自然</u> <u>環境をいかした公園緑地の整備を図る。また、京阪奈新線の計画との整合性に留意しつつ、複合的都市機能</u> <u>の整備を図る。</u></p>	<p>(10) 高山地区 <u>奈良先端科学技術大学院大学</u>を中心に、情報通信、バイオサイエ <u>ンス等の先端的な科学技術分野を対象とする文化学術研究施設等</u>及び住宅施設の整備を推進するとともに、<u>自然</u> <u>環境をいかした公園緑地の整備を図る。</u></p>
<p>(11) その他の文化学術研究地区 <u>普賢寺地区、北田原地区においても、それぞれの地区の立地条件を勘案し、計画性をもって整備を図る。</u></p>	<p>(11) その他の文化学術研究地区 <u>普賢寺地区、北田原地区においては、今後の社会・経済情勢や需要を勘案した上で、整備に向けた具体的な</u> <u>検討を行う。</u></p>

第5章 文化学術研究施設の整備に関する基本的事項

<p>現行（平成12年12月28日 総告78）</p>	<p>変更案</p>
<p>文化学術研究施設としての次の施設の整備を図る。</p>	<p>文化学術研究施設としての次の施設の整備を図る。</p>

<p>① 文化、芸術に関する高度な研究、教育及び一般啓発等を行う施設 我が国の文化、芸術に関する高度な研究、教育、国際交流及び一般啓発等を行うため、平城宮跡の保存復元等の施設整備を図るとともに、近畿圏が有する歴史的、文化的環境を活用し、それらを研究対象とする施設の整備を図る。</p>	<p>① 文化、芸術に関する高度な研究、教育及び一般啓発等を行う施設 我が国の文化、芸術に関する高度な研究、教育、国際交流及び一般啓発等を行うため、平城宮跡の保存復元等の施設整備を推進するとともに、近畿圏が有する歴史的、文化的環境を活用し、それらを研究対象とする施設の整備を図る。</p>
<p>② 大学等の教育・研究施設 基礎科学の充実強化、創造的な学術の振興を図るとともに、優れた人材の育成、学術の研究成果の活用等の社会的要請にこたえるため、国際的、学際的な研究領域や先端的な科学技術分野等において高度かつ創造的な教育・研究を行うとともに、社会・産業界と連携した諸活動を行う新しいタイプの奈良先端科学技術大学院大学その他の大学や研究所等を含め、大学等の整備・充実を図る。</p>	<p>② 大学等の教育・研究施設 基礎科学の充実強化、創造的な学術の振興を図るとともに、優れた人材の育成、学術の研究成果の活用等の社会的要請にこたえるため、国際的、学際的な研究領域や先端的な科学技術分野等において高度かつ創造的な教育・研究を行うとともに、企業等との連携によりその研究成果の早期事業化に向けた諸活動を行う大学等の整備・充実を図る。</p>
<p>③ 創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発を行う施設 従来、我が国は欧米諸国の基礎研究成果の導入に努めてきたが、今後は科学技術創造立国を目指して、世界の科学技術の発展に貢献する創造的な基礎研究を充実強化する必要がある、光量子科学センター（仮称）等そのための施設の整備を推進する。また、新たな産業創出の原動力として、基礎研究とともに、応用研究及び先端的な技術開発を行うため、共同利用を考慮した研究施設を含め、各分野における先進的な研究施設の整備を推進する。</p>	<p>③ 創造的な基礎研究、応用研究及び先端的な技術開発を行う施設 我が国が科学技術創造立国としての地位を確立していくためにも、世界の科学技術の発展に貢献する創造的な基礎研究を充実強化する必要がある、人類の未来に関わる多様な分野における研究施設の整備を推進する。また、新たな産業創出の原動力として、基礎研究とともに、応用研究及び先端的な技術開発を行うため、各分野における先進的な研究施設の整備を推進する。</p>
<p>④ 文化・学術・研究における交流、研修等の活動を推進するための機能を備えた施設 今後、文化・学術・研究の一層の振興のためには、国際的、学際的、業際的な交流がますます重要となるとともに、先端的な研究開発成果の普及と優れた人材の育成が必要である。このため、これら交流、研修等の活動を推進するための機能や、広く地域の文化・学術・研究の発展に寄与する機能を備えた施設の整備を図る。</p>	<p>④ 文化・学術・研究における交流・連携活動を推進するための機能を備えた施設 今後、文化・学術・研究の一層の振興を図るためには、国際的、学際的、業際的な交流がますます重要となるとともに、その取り組みにおいても自然科学と人文・社会科学の融合による総合化が強く必要とされる。このため、これら交流・連携活動を推進するための機能を備えた施設の整備を図る。</p>
<p>⑤ 文化・学術・研究を支援する情報提供施設 文化・学術・研究活動の支援機能をナショナル・レベルで強化・拡充するため、電子図書館機能を駆使した新しい情報提供サービスを行う機関として、国立国会図書館関西館（仮称）の整備を推進する。 また、職業に関する様々な情報や体験機会の提供等を行う職業総合情報拠点として、勤労体験プラザ（仮称）の整備を推進するとともに、今日の高度情報化及び文化・学術・研究活動に際し必要とされる情報の多様化に対応し、文化・学術・研究に関する情報を迅速に提供する情報提供施設の整備を図る。</p>	<p>⑤ 文化・学術・研究を促進・支援する情報提供施設 既設の文化学術研究施設の情報提供機能の拡充強化、本都市の先端的な文化学術研究成果を内外に広く発信する情報提供施設の整備を推進する。</p>

第6章 文化学術研究交流施設の整備に関する基本的事項

1 文化学術研究交流施設整備の目標

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するとともに、国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するため、文化学術研究交流施設を整備・充実する。	文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するとともに、国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するため、文化学術研究交流施設を整備・充実する。

2 文化学術研究交流施設を整備すべき文化学術研究地区

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
文化学術研究交流施設は、精華・西木津地区に、一を限り整備する。	文化学術研究交流施設は、精華・西木津地区に、一を限り整備する。

3 文化学術研究交流施設の設置及び運営を目的とする株式会社

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>(1) 国土交通大臣は、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、文化学術研究交流施設の設置及び運営を目的とし、(2)に掲げる事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び能力を有すると認められる株式会社(以下「指定事業者」という。)を一を限り指定する。</p> <p>(2) 指定事業者は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>①文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設の建設及び運営</p> <p>②文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流を推進するために必要な事業</p> <p>③国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するために必要な事業</p> <p>④文化・学術・研究に関する普及・啓発のために必要な事業</p> <p>⑤文化・学術・研究活動に必要な情報を提供するために必要な事業</p> <p>⑥文化・学術・研究活動を支援するための施設の建設及び運営</p> <p>⑦その他文化学術研究交流施設の目的を達成するために必要な事業</p>	<p>(1) 国土交通大臣は、関西文化学術研究都市建設促進法に基づき、文化学術研究交流施設の設置及び運営を目的とし、(2)に掲げる事業を的確に遂行するに足る経理的基礎及び能力を有すると認められる株式会社(以下「指定事業者」という。)を一を限り指定する。</p> <p>(2) 指定事業者は、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>①文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流及び共同研究を推進するための施設の建設及び運営</p> <p>②文化の発展、学術の振興並びに研究開発に係る交流を推進するために必要な事業</p> <p>③国際的、学際的、業際的な共同研究を企画、支援するために必要な事業</p> <p>④文化・学術・研究に関する普及・啓発のために必要な事業</p> <p>⑤文化・学術・研究活動に必要な情報を提供するために必要な事業</p> <p>⑥文化・学術・研究活動を支援するための施設の建設及び運営</p> <p>⑦その他文化学術研究交流施設の目的を達成するために必要な事業</p>

第7章 周辺地区の整備及び保全に関する基本的事項

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>周辺地区においては、次のとおり整備、保全を図る。</p> <p>(1) 市街地等 既に市街地を形成あるいは市街化が予定されている市街地の区域においては、文化学術研究地区との一体的な計画のもとに、良好な生活環境の形成に必要な道路、河川、公園、緑地、水道、下水道等の施設の整備を推進する。また、新たな開発に伴って必要となる 駅周辺等の整備及び文化学術研究地区を支援する都市機能の整備を推進する。</p> <p>(2) 農業的利用区域 優良な農用地が存在し、あるいは農用地として利用することが適当な農業的利用区域においては、農業者の意向を適切に把握しつつ、蚕食的な市街化の防止を図り、良好な生活環境を備えた都市近郊型農業地帯として整備、保全を図る。</p> <p>(3) 緑地区域及び森林 緑地区域においては、本都市にふさわしい自然環境の保全とその活用を図ることとし、森林については、国土の保全、生活環境の保全・形成等の機能を高度に発揮させるため、整備・保全を図る。</p>	<p>周辺地区においては、次のとおり整備・保全を図る。</p> <p>(1) 市街地等 既に市街地を形成あるいは市街化が予定されている市街地の区域においては、文化学術研究地区との一体的な計画のもとに、良好な生活環境の形成に必要な道路、河川、公園、緑地、水道、下水道等の施設の整備を推進する。また、本都市へのエントランスゾーンである主要駅については、駅周辺等の整備とともに 都市機能の集積を図る。</p> <p>(2) 農業的利用区域 優良な農用地が存在し、あるいは農用地として利用することが適当な農業的利用区域においては、農業者の意向を適切に把握しつつ、蚕食的な市街化の防止を図り、良好な生活環境を備えた都市近郊型農業地帯として整備・保全を図る。</p> <p>(3) 緑地区域及び森林 緑地区域においては、本都市にふさわしい自然環境の保全とその活用を図ることとし、森林については、国土の保全、生活環境の保全・形成等の機能を高度に発揮させるため、整備・保全を図る。</p>

第8章 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する基本的事項

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>防災性の向上、住民や研究者の利便性の向上、環境への負荷の低減及び自然との共生並びにパイロット・モデル都市の形成等に配慮しつつ、次の施設の整備を推進する。</p>	<p>防災性の向上、市民や研究者の利便性の向上、環境への負荷の低減及び自然との共生並びに<u>知の創造都市</u>の形成等に配慮しつつ、次の施設の整備を推進する。</p>

<p>(5) 公園、緑地等 自然環境に配慮した総合公園の整備を推進するとともに、歴史的、文化的遺産や良好な自然環境を結ぶ緑のネットワークが形成されるよう、公園、緑地等の整備を推進する。また、文化学術研究地区の特性に応じ、<u>本都市にふさわしい広場、沿道整備を推進する。</u></p>	<p>(5) 公園、緑地等 自然環境に配慮した総合公園の整備を推進するとともに、歴史的、文化的遺産や良好な自然環境を結ぶ緑のネットワークが形成されるよう、公園、緑地等の整備・充実を図る。</p>
<p>(6) 廃棄物処理施設 ごみ減量や資源リサイクルを進めるためのリサイクル関連施設や、ごみ処理施設、<u>粗大ごみ処理施設等の整備を図る。</u></p>	<p>(6) 廃棄物処理施設 ごみ減量や資源リサイクルを進めるためのリサイクル関連施設や、ごみ処理施設_____等の整備を図る。</p>
<p>(7) 教育施設、厚生施設及び行政サービス施設 都市内の人口定着に対応して、学校等の教育施設、保育所、病院等の厚生施設及び警察施設、消防防災施設等の行政サービス施設の整備を推進する。</p>	<p>(7) 教育施設、厚生施設及び行政サービス施設 都市内の人口定着に対応して、学校等の教育施設、保育所、病院等の厚生施設及び警察施設、消防防災施設等の行政サービス施設の整備を推進する。</p>
<p>(8) 文化施設及び商業施設 文化学術研究地区に、その特性に応じ<u>センター地区を整備し、文化施設、高次の商業施設の積極的な導入を図る。</u></p>	<p>(8) 文化施設及び商業施設 文化学術研究地区に、その特性に応じた<u>地区センターを整備し、文化施設、_____商業施設の充実を図る。</u></p>
<p>(9) スポーツ・レクリエーション施設 都市住民が健康で充実した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。</p>	<p>(9) スポーツ・レクリエーション施設 <u>市民</u>が健康で充実した生活を送れるよう、スポーツ・レクリエーション施設の整備を推進する。</p>
<p>(10) 情報・通信基盤施設 高度な文化・学術・研究等の活動、産・学・官等の交流活動を支援するとともに、高水準の都市生活を確保するため、本都市内及び本都市と他の地域を結ぶ情報・通信基盤施設の整備を推進し、高度な情報・通信体系を形成する。</p>	<p>(10) 情報・通信基盤施設 高度な文化・学術・研究等の活動、産・学・官等の交流活動を支援するとともに、高水準の都市生活を確保するため、本都市内及び本都市と他の地域を結ぶ情報・通信基盤施設の整備を推進し、高度な情報・通信体系を形成する。</p>
<p>(11) 都市エネルギー供給施設 文化・学術・研究等の活動、<u>住民生活その他の都市活動に必要なエネルギー需要に対応するため、電気、ガス等の</u>供給施設の整備を推進する。</p>	<p>(11) 都市エネルギー供給施設 文化・学術・研究等の活動、<u>市民生活その他の都市活動に必要なエネルギー需要に対応するため、省資源、環境負荷の低減に配慮したエネルギー供給施設の整備を推進する。</u></p>

2 住宅施設その他の施設の整備

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
<p>(1) 住宅施設の整備 文化学術研究地区内においては、<u>文化・学術・研究等の活動を行う施設の整備とともに、良好な環境を有する住宅・宅地の整備を推進する。</u> 住宅・宅地は職住近接に配慮しながら、周辺の既存集落・市街地等と相互に補完しつつ、多様なライフスタイルを持つ人々による健全なコミュニティが形成されるよう配置する。 <u>また、国際化、高度情報化、高齢化の進展に対応した街づくりに配慮する。</u></p>	<p>(1) 住宅施設の整備 文化学術研究地区内においては、<u>周辺の景観に配慮した人に優しい</u> _____住宅・宅地の整備を推進する。 住宅・宅地は職住近接に配慮しながら、周辺の既存集落・市街地等と相互に補完しつつ、多様なライフスタイルを持つ人々による健全なコミュニティが形成されるよう配置する。</p>
<p>(2) その他の施設の整備 文化学術研究地区内においては、文化・学術・研究等の活動を行う施設の整備とともに、当該地区の特性に応じて文化・学術・研究の成果をいかす産業施設_____、文化・学術・研究活動を支援する産業施設の集積を図る。さらに、今後の都市活動の重層化、多様化に対応する新しい都市型産業施設の整備を図る。 <u>また、これらの施設の多様な立地意向に対応可能な導入形態を十分考慮する。</u></p>	<p>(2) その他の施設の整備 文化学術研究地区内においては、文化・学術・研究等の活動を行う施設の整備とともに、当該地区の特性に応じて文化・学術・研究の成果をいかす<u>産業施設や生産施設</u>、文化・学術・研究活動を支援する産業施設の集積を図る。さらに、今後の都市活動の重層化、多様化に対応する新しい都市型産業施設の整備を図る。</p>

第9章 その他都市建設に関する基本的事項

1 防災への配慮

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
国土保全施設、交通・通信基盤及び防災拠点施設の整備推進並びに公共施設、建物の耐震性の確保等により地震、風水害等の災害に強い都市の形成に配慮するとともに、広域的な連携のもとに災害応急体制の確立に配慮する。	国土保全施設、交通・通信基盤及び防災拠点施設の整備推進並びに公共施設、建物の耐震性の確保等により地震、風水害等の災害に強い都市の形成に配慮する。また、広域的な連携として確立された災害応急体制により災害等に対応する。

2 環境の保全

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
都市の建設に当たっては、環境基本計画をはじめ環境保全に関する行政計画との整合を図るとともに、必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより、公害の防止はもとより、資源・エネルギー面での循環・効率化など環境への負荷の少ない循環を基調とした都市システムの構築及び自然環境の保全、自然とのふれあいの機会の確保など自然と人間とが共生した都市づくりを進めることにより持続的な発展が可能な都市の構築に配慮する。	都市の建設に当たっては、環境基本計画をはじめ環境保全に関する行政計画との整合を図るとともに、必要に応じ環境影響評価を実施することなどにより環境の保全について適正に配慮し、環境への負荷の少ない持続可能な都市の建設を推進する。

3 文化財の保護

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
都市建設に当たっては、文化財の保護に十分配慮する。	都市建設に当たっては、文化財の保護に十分配慮する。

4 地価等への配慮

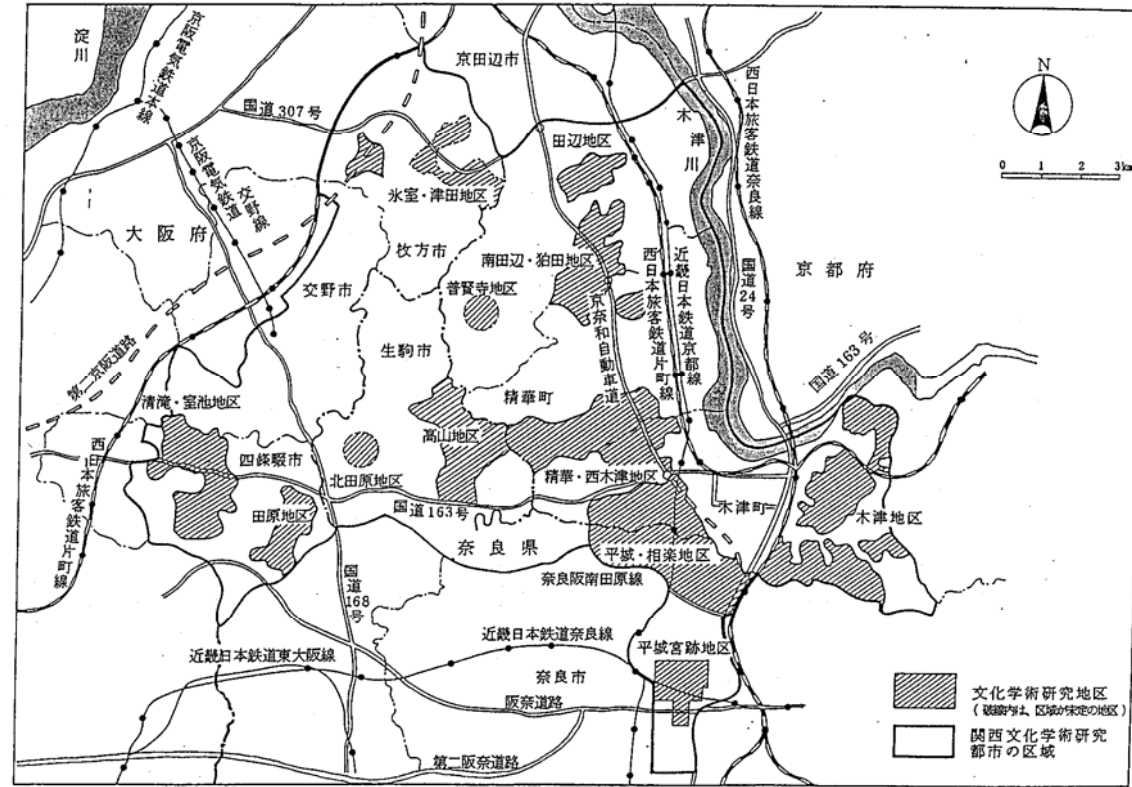
現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
国土利用計画法や、研究開発地区をはじめとする都市計画制度等の土地利用関係法令を適切に運用する等により適正な土地利用の確保を図るとともに土地の投機的取引や地価の高騰が生ずることがないように配慮する。	国土利用計画法や都市計画法等の土地利用関係法令を適切に運用する等により適正な土地利用の確保を図るとともに土地の投機的取引や地価の高騰が生ずることがないように配慮する。

5 良好な景観の形成

現行（平成12年12月28日 総告78）	変更案
京阪奈丘陵及びその周辺の恵まれた歴史、文化、自然環境との調和を図るとともに、関係者の合意に基づき電線類の地中化、緑化及び沿道施設、建築物のデザイン誘導並びに個性豊かな街づくりを図る等により良好な都市景観の形成に配慮する。	京阪奈丘陵及びその周辺の恵まれた歴史、文化、自然環境との調和を図るとともに、地区計画、景観計画等による街並みの形成・保全を図る等、良好な都市景観を形成する。

別図（第4章1関係）

現行（平成12年12月28日 総告78）



変更案

